アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ　アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤
別表第九の一の二　注入器加算に規定する注射薬
別表第九に規定する注射薬のうち、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤以外のもの
別表第九の一の三　注入ポンプ加算に規定する注射薬
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
別表第九の一の四　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
表皮水疱症
水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症
別表第九の二　検体検査実施料に規定する検体検査
一　医科点数表区分番号Ｄ０００に掲げる尿中一般物質定性半定量検査
二　医科点数表区分番号Ｄ００２に掲げる尿沈渣（鏡検法）
三　医科点数表区分番号Ｄ００３に掲げる糞便検査のうち次のもの
糞便中ヘモグロビン
四　医科点数表区分番号Ｄ００５に掲げる血液形態・機能検査のうち次のもの
赤血球沈降速度（ＥＳＲ）
末梢血液一般検査
ヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）
五　医科点数表区分番号Ｄ００６に掲げる出血・凝固検査のうち次のもの
プロトロンビン時間（ＰＴ）
フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定性
フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）半定量
フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定量
Ｄダイマー
六　医科点数表区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査のうち次のもの
総ビリルビン
総蛋白
アルブミン
尿素窒素
クレアチニン
尿酸
アルカリホスファターゼ（ＡＬＰ）
コリンエステラーゼ（ＣｈＥ）
γ－グルタミルトランスフェラーゼ（γ－ＧＴ）
中性脂肪
ナトリウム及びクロール
カリウム
カルシウム
グルコース
乳酸デヒドロゲナーゼ（ＬＤ）
クレアチンキナーゼ（ＣＫ）
ＨＤＬ－コレステロール
総コレステロール
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）
アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）
ＬＤＬ－コレステロール
グリコアルブミン
七　医科点数表区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの
甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）
遊離サイロキシン（ＦＴ４）
遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ３）
八　医科点数表区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカーのうち次のもの
癌胎児性抗原（ＣＥＡ）
α－フェトプロテイン（ＡＦＰ）
前立腺特異抗原（ＰＳＡ）
ＣＡ１９－９
九　医科点数表区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次のもの
Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）
十　医科点数表区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査のうち次のもの
その他のもの
別表第九の二の二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注３に規定する患者
三歳未満の乳幼児であって次の疾患である者
先天性小腸閉鎖症
鎖肛
ヒルシュスプルング病
短腸症候群
別表第九の三　医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第４号に規定する患者
回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内のもの
入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの